

登米市水道事業総合評価一般競争入札（特別簡易型）

落札者決定基準

（登水請第11022号 第201-水道2322号線舗装復旧他工事）

平成23年11月

登米市水道事業所

1. 総則

本「落札者決定基準」は、登米市水道事業所が発注する登水請第1102号第201-水道2322号線舗装復旧他工事の請負者の選定を登米市水道事業建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）で実施するに当たって、落札者を決定するための基準を示すものである。

2. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

イ 落札候補者は、総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い者とする。

ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者（以下「同点者」という。）が2者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とみなす。

ロ 入札参加資格及び総合評価技術資料確認の結果、落札者として適当と認める場合は落札者とする。ただし、同点者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札者とみなすものとする。

ハ 入札参加資格及び総合評価技術資料確認の結果、落札候補者を落札者として不適当とした場合は、当該落札候補者に対して、速やかに不適当の旨を通知するものとする。この場合、不適当とされた落札候補者を除き、総合評価点の高いものを落札候補者とする。

ニ 価格その他の条件が市水道事業にとって最も有利なもの決定について、対象工事の落札者決定基準を定めようとするときの学識経験者の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には、その意見を聴取の上、落札者を決定しなければならない。

(2) 総合評価の方法

総合評価点の算定方法

総合評価点は、次の式により算定する。

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

価格評価点と価格以外の評価点の点数は、次のとおりとする。

① 価格評価点 価格評価点は、以下の計算式のとおりとする。

価格評価点 = 80点 × 最低の入札価格 / 入札価格

【最低の入札価格とは、当該入札に係る最低制限価格以上予定価格以下の範囲内でした最低の入札価格とする。】

【入札価格とは、当該入札に係る最低制限価格以上予定価格以下の範囲内でした各人の入札金額とする。】

② 価格以外の評価点 20.0点

③ 総合評価点 ① + ② の合計点数とする。

【評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。】

価格評価点の算出方法・・・上記①による

価格以外の評価点算定方法・・・別紙1～2による

※ 価格以外の評価点の評価項目及び評価点の配点表

評価の視点	評価項目	配点	確認資料
企業評価 (施工能力)	① 同種工事の施工実績（過去5年間）		契約書及び仕様書等の写
	実績あり	2	
	実績なし	0	
	② 工事成績評定（登米市及び登米市水道事業所における過去2年間の平均値）		完成検査合格 通知書並びに 工事成績考査 結果通知書の 写
	過去2年間の評定点の平均値が80点以上	1	
	過去2年間の評定点の平均値が75点以上80点未満	0.5	
	過去2年間の評定点の平均値が75点未満	0	
	③ 不誠実な行為		自己申告及び 指名停止状況 等の確認
	指名停止（過去1年以内の登米市から指名停止の有無） （指名停止回数1回につき1点減点）	0	
警告 （過去1年以内の登米市から警告の有無） （警告回数1回につき0.5点減点）	0		
技術力	① 公共機関からの優良建設工事施工業者表彰（過去5年間）		賞状の写
	実績あり（同種工事）	2	
	実績あり（他工事）	1	
	実績なし	0	
ISO承認の 取得状況	① 環境経営（ISO9001及び14001）の取組み		認証取得証明 書等の写
	どちらも取得	1	
	いずれかを取得	0.5	
認証未取得	0		
配置する技術者の能力	① 主任技術者の保有する資格		技術者資格者 証等の写
	1級土木施工管理技士又は技術士	2	
	2級土木施工管理技士	1	
	② 継続教育（CPD）の取組状況		受講証明書等 の写
	証明あり（各団体推奨単位以上取得）	1	
	証明あり（各団体推奨単位1/2以上取得）	0.5	
	証明なし	0	

技術力	配置する技術者の能力	③ 主任技術者の同種工事施工経験（過去5年間）		契約書、現場代理人等通知書及び仕様書等の写
		実績あり	2	
		実績なし	0	
社会性	労働福祉	① 建設業退職金共済制度の導入		経審等の写
		導入済み	1	
		未導入	0	
		② 退職一時金制度・企業年金制度の導入		経審等の写
		導入済み	1	
		未導入	0	
		③ 障害者の雇用		雇用証明書及び障害者認定書等の写
		雇用率が法定雇用率（1.44%（建設業の除外率含む））以上	1	
		雇用率が法定雇用率（1.44%（建設業の除外率含む））未満	0.5	
雇用なし	0			
地域性	地域貢献	① 本社（本店）の所在地		法人登記簿の写し
		登米市内にあり	2	
		登米市内になし	0	
		② 登米市との災害時対応のための協定書の締結（過去2年間）		協定書等の写
		締結あり	0.5	
		締結なし	0	
		③ 登米市での災害時対応の実績（過去5年間）		報告書・感謝状・御礼状等の写
		実績あり	1.5	
		実績なし	0	
		④ 登米市除融雪業務の受託実績（過去2年間）		契約書等の写し
		実績あり	1	
		実績なし	0	
		⑤ その他の地域貢献（過去2年間）		報告書・感謝状・認定通知書・御礼状等の写
		3事業以上の実績あり	1	
		1事業以上2事業以下の実績あり	0.5	
		実績なし	0	
			20	

(備考)

1. 価格以外の評価点は、応札者の自己申告により評価し、発注者が審査する。
2. 申請時の企業独自採点を最大点とし、錯誤があっても加点とはならない。
3. 錯誤の申告とは、評価対象とする期間外の申告及び転記ミス等が説明できる場合とする。
4. 評価対象者には、確認資料の提出を求める。
5. 虚偽の申告による応札は**無効**とする。
6. 虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で申告した内容を証明することができない場合とする。

1. 価格評価点

(1) 価格評価点は、以下の計算式で求めます。

$$\text{価格評価点} = 80 \text{点} \times \text{最低の入札価格} / \text{入札価格}$$

【評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。】

3. 技術力

(1) 企業評価

① 同種工事の施工実績（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
2	標準	実績あり
0		実績なし

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・同種工事の条件
「様式一特簡1」の（同種工事の条件）欄に記載しているものとする。
- ・基準日は、公告日とし公告日までに完成し引渡し完了した工事とする。
- ・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

② 工事成績評定（登米市及び登米市水道事業所における過去2年間の平均値）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	過去2年間の評定点の平均値が80点以上
0.5	標準	過去2年間の評定点の平均値が75点以上80点未満
0		過去2年間の評定点の平均値が75点未満

※公告日の属する年度の、直前2か年度に完了検査を受け、工事成績考査結果通知を受けた道路舗装工事を対象とする。

- ・平均点は、該当する工事成績評定点を単純平均し、小数点以下第1位を四捨五入して整数とする。
- ・施工実績が無いものは0点とする。
- ・基準日は公告日とする。

③ 不誠実な行為

指名停止（過去1年以内登米市からの指名停止の有無）

配点	記載内容	評価基準
0	0回	
△1	1回（1回増える毎に1点減点）	指名停止を受けている回数

警告（過去1年以内登米市からの警告の有無）

配点	記載内容	評価基準
0	0回	
△0.5	1回（1回増える毎に0.5点減点）	警告を受けている回数

※過去1年以内に登米市から指名停止措置等を受けている回数を基準とする。

・基準日は公告日とする。

(2) 優良工事表彰

①公共機関からの優良建設工事施工業者表彰（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
2	実績あり（同種工事）	表彰実績内容により評価
1	実績あり（他工事）	表彰実績内容により評価
0	実績なし	

・「同種工事」及び「他工事」とも実績ありの場合は、「同種工事」のみ適用とする。

・同種工事の条件は、「様式一特簡1」の（同種工事の条件）欄に記載しているものとする。

・同種工事の内容により評価を決定する。

・公共機関とは、国、宮城県、宮城県内の市町村とする。

・基準日は公告日とする。

(3) ISO承認の取得状況

①環境経営の取組み

配点	記載内容	評価基準
1	優良	ISO9001及び14001の承認を取得済み
0.5	標準	ISO9001又は14001のいずれかの承認を取得済み
0	なし	認証未取得

(4) 配置する技術者の能力

①主任技術者の保有する資格

配点	記載内容	評価基準
2	標準	1級土木施工管理技士又は技術士
1		2級土木施工管理技士

②継続教育（CPD）の取得状況

配点	記載内容	評価基準
1	優良	証明あり（各団体推奨単位以上取得）
0.5	標準	証明あり（各団体推奨単位以上の1/2以上推奨単位未満取得）
0	なし	証明なし（各団体推奨単位以下の1/2未満取得）

・当該工事に配置する技術者について、以下のいずれかの対象団体が実施している継続教育の登録の有無及び各団体の推奨単位に対する状況を申告する。

（社）日本技術士会	150単位（3年間）
（社）全国土木施工管理技士連合会	30単位（1年間）
農業土木技術者継続教育機構	50単位（1年間）
（社）日本建築士会連合会	50単位（1年間）

③主任技術者の同種工事施工経験（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
2	標準	実績あり
0		実績なし

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・同種工事の条件、「様式一特簡1」の（同種工事の条件）欄に記載しているものとする。
- ・基準日は、公告日とし公告日までに完成し引渡し完了した工事を対象とする。
- ・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

3. 社会性

(1) 労働福祉

①建設業退職金共済制度の導入

配点	記載内容	評価基準
1	優良	自社導入済
0	なし	自社未導入

- ・経営事項審査において加点評価されているものとする。

②退職一時金制度・企業年金制度の導入

配点	記載内容	評価基準
1	優良	自社導入済
0	なし	自社未導入

※以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ・対象制度（経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。）
 - ・退職一時金制度
 - 「労働協約」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合
 - ・中小企業退職金共済制度
 - ・特定退職金制度
 - ・企業年金制度
 - ・厚生年金基金制度
 - ・確定給付年金制度
 - ・適格退職年金制度
 - ・確定拠出年金制度

③障害者の雇用（適用法令：障害者の雇用の促進に関する法律）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	雇用率が法定雇用率（1.44%（建設業の除外率含む））以上
0.5	標準	雇用率が法定雇用率（1.44%（建設業の除外率含む））未満
0	なし	雇用なし

※以下の式により算出する。

- ・雇用障害者数／建設業従業員数×100（%）により算出する。
- ・応札企業と直接雇用関係にある建設業従業員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用する労働者（1週間の所定労働時間が当該事業主の事業所に雇用する労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣が定める時間数未満である常時雇用する労働者を除く））を対象とする。
- ・重度障害者（1級又は2級相当）の認定を受けている者を雇用している場合は、その1人をもって障害者2人とみなす。

4. 地域性

(1) 地域貢献

①本社（本店）の所在地

配点	記載内容	評価基準
2	標準	登米市内にあり
0		登米市内になし

- ・基準日は、公告日とする。

②登米市との災害時応急対応のための協定書の締結（過去2年間）

配点	記載内容	評価基準
0.5	優良	実績あり
0	なし	実績なし

- ・基準日は、公告日とする。

③登米市での災害時応急対応の実績（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
1.5	優良	実績あり
0	なし	実績なし

※実績証明資料は以下のとおり

- ・登米市での災害時応急対応の活動実績
- ・基準日は、公告日とし公告日までに実施した事業とする。

④登米市除融雪業務の受託実績（過去2年間）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	実績あり
0	なし	実績なし

- ・基準日は、公告日とし公告日までに契約した業務（登米市除融雪作業委託業務）とする。

⑤その他の地域貢献（過去2年間）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	3事業以上の実績あり
0.5	標準	1事業以上2事業以下の実績あり
0	なし	実績なし

※実績証明資料は以下のとおり

- ・基準日は、公告日とし公告日までに実施した事業とする。
イ道路清掃等のボランティア活動に積極的に参加している。
ロ交通安全運動や献血運動に事業所ぐるみで協力している。
ハ消防団活動への参加協力（協力事業所の認定）
イ、ロ、ハの例のほかその他の地域貢献として評価される登米市内での活動があれば内容が確認できるもの：活動要領及び事務所として参加したことが確認できる報告書、証明書（公共機関の証明）、感謝状、お礼状など
- ・1事業の取扱いは、過去2年間通し、同種の活動を複数回実施した場合においても1事業として取り扱うものとする。

様式—特簡 1

価格以外の評価項目及び評価基準

工事名；

会社名；

評価の視点	評価項目	特別簡易型			
		評価項目	企業独自採点	発注課採点	
企業評価 (施工能力)	① 同種工事の施工実績（過去5年間）				
	実績あり	○			
	実績なし	○			
	② 工事成績評定（登米市及び登米市水道事業所における過去2年間の平均値）				
	過去2年間の評定点の平均値が80点以上	○			
	過去2年間の評定点の平均値が75点以上80点未満	○			
	過去2年間の評定点の平均値が75点未満	○			
	③ 不誠実な行為の有無				
	指名停止（過去1年以内の登米市から指名停止の有無） （指名停止回数1回につき1点減点）	○			
	警告（過去1年以内の登米市から警告の有無） （警告回数1回につき0.5点減点）	○			
	技術力	① 公共機関からの優良建設工事施工業者表彰の有無（過去5年間）			
		実績あり（同種工事）	○		
実績あり（他工事）		○			
実績なし		○			
ISO承認の 取得状況		① 環境経営（ISO9001及び14001）の取組状況			
		どちらも取得	○		
		いずれかを取得	○		
配置する 技術者の 能力	① 主任技術者の保有する資格				
	1級土木施工管理技士又は技術士	○			
	2級土木施工管理技士	○			
	② 継続教育（CPD）の取組状況				
	証明あり（各団体推奨単位以上取得）	○			
	証明あり（各団体推奨単位1/2以上取得）	○			
証明なし	○				

技術力	配置する技術者の能力	③ 主任技術者の同種工事施工経験（過去5年間）			
		実績あり	○		
		実績なし	○		
社会性	労働福祉	① 建設業退職金共済制度の導入			
		導入済み	○		
		未導入	○		
		② 退職一時金制度・企業年金制度の導入			
		導入済み	○		
		未導入	○		
		③ 障害者の雇用			
		法定雇用率（1.44%（建設業の除外率含む））以上	○		
法定雇用率（1.44%（建設業の除外率含む））未満	○				
		雇用なし	○		
地域性	地域貢献	① 本社（本店）の所在地			
		登米市内にあり	○		
		登米市内になし	○		
		② 登米市との災害時対応のための協定書の締結（過去2年間）			
		締結あり	○		
		締結なし	○		
		③ 登米市での災害時対応の実績（過去5年間）			
		実績あり	○		
		実績なし	○		
		④ 登米市除融雪業務の受託実績の有無（過去2年間）			
		実績あり	○		
		実績なし	○		
		⑤ その他の地域貢献（過去2年間）			
		3事業以上の実績あり			
		※上記事業名を記入すること。 1. 2. 3.	○		
1事業以上2事業以下の実績あり					
※上記事業名を記入すること。 1. 2.	○				
実績なし	○				
※地域貢献⑤の実施が有る場合は、該当する事業名を記入すること。					

※企業独自採点（太線枠内）欄に該当する点数を記入すること。

※不明な点は、水道管理課出納管財係まで問い合わせのこと。

○同種工事の条件

公告日以前5年間に於いて、元請けとして国及び地方公共団体から受注した道路舗装工事とする。

（備考）

1. 価格以外の評価点は、応札者の自己申告により評価し、発注者が審査する。
2. 申請時の企業独自採点を最大点とし、錯誤があっても加点とはならない。
3. 錯誤の申告とは、評価対象とする期間外の申告及び転記ミス等が説明できる場合とする。
4. 評価対象者には、確認資料の提出を求める。
5. 虚偽の申告による応札は無効とする。
6. 虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で申告した内容を証明することができない場合とする。

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者名	印

災害時地域貢献申告書

災害の種類 (いずれかに○をつける)	豪雨・暴風・台風・大雪・地震 その他 ()
災害対応期間	
災害対応の場所	
災害時対応の内容 (①～⑤の該当するものに○をつけた上で()内に具体的な活動内容を記載すること)	① パトロール ② 時間外待機 ③ 人道支援 ④ 応急工事 ⑤ その他

上記申告内容に相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

	所 属	職 名	氏 名	
証明者				印
				印

その他の地域貢献申告書

地域貢献の内容 (具体的に記載する)	
地域貢献の時期	
地域貢献の場所	
地域貢献を証する書類等	別添のとおり (位置図・施工写真等)

上記申告内容に相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

	所 属	職 名	氏 名	
証明者				印
				印

